入　札　説　明　書

1「入札に関する条件」及び「注意事項」

（1）入札番号

25 入札第 79 号

（2）購入物品名及び数量

微小粒子状物質自動測定機　８台

＊規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

（3）「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」（調達様式第 11 号）を郵送又はＦＡＸにて提出すること。（持参も可。）

※「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕平成 25 年９月 24 日　17 時 00 分

※　一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できません。

（4）「応札品承認願」の提出について

入札参加希望者は必ず「応札品承認願（調達様式第５号)」を郵送又は持参にて提出し、納品予定の物品について、事前に審査を受け承認を得ること。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日より３日以内（休日を除く）に、審査結果を環境政策課よりＦＡＸにて回答します。

※「応札品承認願」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕平成 25 年９月 13 日　17 時 00 分

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえカタログ等の仕様が確認できる書類と共に提出すること。（応札品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※　応札品承認を得ていない物品での入札はできません。

（5）物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕詳細は別紙仕様書のとおり

〔納入期限〕平成 25 年 12 月 3 日

（6）入札期日及び場所

〔入札期日〕平成 25 年９月 25 日　10 時 00 分　開始

〔入札場所〕長崎県庁本館１階１－Ｂ会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

〔受領期限〕平成 25 年９月 24 日　17 時 00 分（必着）

〔提出先〕長崎県出納局物品管理室

〔その他〕ア　郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

イ　外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

ウ　入札書は内封筒に入れ、封かんのうえ封筒の表面に、開札日、入札番号、入札物件名、入札者の商号又は名称を記載すること。

エ　外封筒には、封筒の表面に「入札書在中」と明示すること。

※郵送以外による入札の場合は、入札期日及び場所での入札となります。前日までに持参されても入札書の受領はできません。

（７）質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第６号）」を下記提出場所へ平成 25 年８月 30 日 17 時 00 分までにＦＡＸにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、平成 25 年９月４日までに「質問への回答書（調達様式７号）」によりＦＡＸにて回答します。

①仕様書に関する質問提出場所　環境政策課　環境監視班

ＦＡＸ０９５－８９５－２５６６　TEL095-895-2356

②調達手続きに関する質問提出場所　物品管理室

ＦＡＸ０９５－８９４－３４６８　TEL095-895-2881

（８）入札書の記載方法

ア　入札書（調達様式第８号）及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ　落札決定にあたっては、入札書（調達様式第８号）に記載された金額に当該金額の 5/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/105 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。

ウ　入札書（調達様式第８号）の入札金額（首標数字）は訂正することができない。

エ　入札書（調達様式第８号）の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回することができない。

オ　入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第９号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出して下さい。
・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

（９）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

免除する。

イ　契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 10/100 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

①2,000 万円以上
②2,000 万円未満 500 万円以上
③500 万円未満

（ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（10）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ　入札者が法令の規定に違反したとき。

エ　入札者が連合して入札したとき。

オ　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

キ　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

ク　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ　長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

コ　応札品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

サ　入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

シ　入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。

ス　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

セ　入札書の首標金額が訂正されているとき。

ソ　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（11）落札者の決定

ア　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ　落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合、落札決定を取り消すこととする。

エ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、第一回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。

（12）契約書の作成等

ア　落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、「 契約書（調達様式第 106 号）」を提出すること。

イ　この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

ウ　その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

（13）競争入札の参加資格

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。

イ　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

ウ　この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

エ　この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者、又は受けることが明らかである者でないこと。

２その他

（１） 当該調達契約事務に関する担当部局

〔住　所〕〒850－8570 長崎県長崎市江戸町２－13

〔名　称〕長崎県出納局物品管理室

〔電　話〕095－895－2881

（２）入札資格審査を得るための申請方法等

ア　申請の時期は、この入札に関する告示の日から、平成 25 年８月 22 日 17 時 00 分までです。

イ　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕〒850－8570 長崎県江戸町２－１３

〔名 称〕長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕095－895－2884

微小粒子状物質自動測定機仕様書

第１ 納入品名及び数量

微小粒子状物質自動測定機　　８台

第２ 納入場所

(1)雪浦大気測定局　（西海市大瀬戸町雪浦上郷字宮小路 141-2　熊野神社前）
(2)時津小大気測定局（西彼杵郡時津町野田郷 2　時津小学校内）※本体は屋上設置
(3)大村大気測定局　（大村市西三城町 1-2　市高齢者・障害者センター敷地内）
(4)川棚大気測定局　（東彼杵郡川棚町下組郷字開 304-5　川棚町民グランド内）
(5)松浦志佐大気測定局（松浦市志佐町浦免 812-1　志佐中学校グランド内）
(6)小浜大気測定局　（雲仙市小浜町北本町 550　小浜小学校グランド内）
(7)島原大気測定局　（島原市新田町 347-9　県南保健所前）
(8)対馬大気測定局　（対馬市厳原町宮谷 224　対馬振興局敷地内）

※島原局は H25 新設局（H25.9 月完成予定）

第３ 納入期限

平成２５年１２月３日（火）

※各納入場所への納品日については、別途協議する。

第４　仕様

(1)測定対象

大気中の粒径 2.5μm 以下の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）

(2)測定方法

「環境大気常時監視マニュアル第６版（環境省水・大気環境局）」に準拠すること。

(３)構成

PM2.5 自動測定機は、「試料大気導入口」、「分粒装置」、「試料大気導入管」、「検出機構」、「流量計及び流量制御器」、「吸引ポンプ」、「演算制御器」、「記録計」、「温度計」、「大気圧計」及び付属品により構成するものとする。

また、屋外設置型筐体は、排気部を除き防塵、防滴（防水）構造とすること。

(４)試料大気導入口

「大気汚染防止法第２２条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準（平成２２年３月３１日　環境省水・大気環境局）」に準拠すること。

(５)測定時間

１０分間値、１時間値及び２４時間値が測定・記録できること。

(６)β線源

本 PM2.5 自動測定機設置後１０年間に線源の放射線強度が減衰し、本来の測定精度を維持できなくなった場合は、線源の交換を行うこと。線源の交換及び廃棄は、製造

業者が「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規定に基づき適正に行うこと。なお、線源の交換と廃棄に要する経費は、本契約に含むものとする。

(７)分粒装置の特性

PM2.5 の分粒装置は JIS Z 8851 を満たすこととする。

粒子を捕集することの出来るテープ状ろ紙があり、素材はフッ素樹脂(PTFE)製、保護カバーテープの装着や着脱が可能であるよう供給機能を備えること。

(8)設置場所

本体は、すべて屋外に設置すること。(時津小局は校舎屋上に設置すること。)

(9)記録計等

記録計を有し、記録紙に測定データを出力できること。

時津小局については、記録計は校舎２階の測定局内に設置し、測定機本体は校舎屋上（４階）に設置することとなるので、測定機本体から記録計までおおよそ 300mのライン接続となるので注意すること。

なお、測定機本体から記録計までのライン接続及び本体固定についての経費は、本契約に含むものとする。

(10)テレメータ通信

長崎県大気汚染監視テレメータシステムに接続できること。接続にあたり、本県のテレメータシステム管理業者（株式会社神鋼エンジニアリング＆メンテナンス）と協議し作業を行うこと。

<テレメータ出力仕様>

・出力信号：アナログ出力及びデジタル出力が可能なこと。
・測定レンジ信号出力を有すること。
・リセット信号入力を有すること（テレメータ装置からの外部信号による)。
・電源断信号出力を有すること。
・調整中信号出力を有すること。
・その他各種警報信号出力を有すること。

(11)その他

・停電復帰時、自動的にろ紙捕集スポットが移動すること。
・停電時及び停電復帰時の日時の記録ができること。
・測定値の表示は、負値の出力も可能であること。

本仕様書に記載していないことについては、「環境大気常時監視マニュアル第６版（環境省水・大気環境局)」及び「大気汚染防止法第２２条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準（平成２２年３月３１日　環境省水・大気環境局)」の仕様を満足すること。

第５　据付調整等

(1) 据付にあたり、事前に工程表を提出すること。

(2) 自動測定機は、屋外に設置するものとする。(時津小局は校舎屋上に設置すること。)

(3) 自動測定機の据付

・シェルター及び試料大気導入口は転倒しないように固定すること。

・水平レベルを調整すること。

・整地工事等の設置基礎工事は、別途県において行う。

(4)自動測定機設置後、機器が正常に稼動することを確認すること。

ろ紙フィルター及び記録紙等をセットし、捕集・測定・記録紙への出力等確認すること。なお、この確認に使用するろ紙フィルター及び記録紙等の経費は、本契約に含むものとする。

(5)テレメータ端子器は、屋外シェルターの内部または屋内局舎いずれに設置しても構わない。

(６)局舎のテレメータはアナログ入力である。

テレメータのハブ、端子器及び測定機を各々専用ケーブルで等で接続すること。

テレメータのハブ、端子器及び測定機の間に距離がある場合は、正常に伝送できるように措置を行うこと。

なお、測定機とテレメータとの接続に要する費用（取付調整、変換器、ケーブル及び端子器）は、本契約に含むものとする。

また、屋外に設置するため、耐候性があるものを使用すること。

テレメータとの接続確認は、本契約に含まないが、納入期限までに本県のテレメータシステムでの接続確認ができていること。

(7)電源は、原則、配電盤から直接供給するものとする。配電盤に余部がない場合は、別途作製すること。（電源及び信号ケーブル等の配線図を提出すること。）

第６　付属品

(1) 検査成績書　　８部

(2) 取扱説明書　１０部

(3) 標準付属品　　８組

(4) 工事写真　　２部

第７　製品の保証などについて

(1)取扱説明書に従って使用したにもかかわらず、製品の納入後１年以内に発生した故障については、消耗部品及び定期交換部品を除き、無償で修理すること。

(2)測定機の納入後１年を経過しても、同一の原因によるトラブルが頻発する場合は、頻発するトラブルの原因が解消されるまで、その原因に基づく故障については前記第８(1)の取り決めにかかわらず、無償で対応すること。

(3)補修部品の供給体制、製造元以外では修理できない故障や技術者の派遣等は、即応可能（２４時間以内）な技術サービス体制が整っていること。

第８　機種及び使用方法等の説明について

(1)納品機種は、８箇所同一の機種であること。

(2)試運転調整を行い、県担当者へ使用方法等について説明を行うこと。

第９　その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議を行い決定する。